

■随意契約限度額の改正に伴う規則等の改正内容一覧

西海市総務課

西海市契約規則第20条第1項の随意契約限度額の改正に伴い、次に掲げる項目について改正をしましたのでお知らせします。

西海市契約規則第20条第1項（随意契約限度額）の改正内容

区 分	改正前	改正後(随意契約限度額)
(1) 工事又は製造の請負	130万円	200万円
(2) 財産の買入れ	80万円	150万円
(3) 物件の借入れ	40万円	80万円
(4) 財産の売払い	30万円	50万円
(5) 物件の貸付け	30万円	改正なし
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円	100万円

① 入札又は見積に参加する者の数の基準額

西海市建設工事入札制度要綱

改正前		改正後	
予定価格 50 万円以下	2人以上	随意契約限度額以下	2人以上
予定価格 50 万円超 130 万円以下	3人以上		
予定価格 130 万円超 1,000 万円以内	5人以上	随意契約限度額超 1,000 万円以内	5人以上
予定価格 1,000 万円超 5,000 万円以内	7人以上	改正なし	
予定価格 5,000 万円超	10人以上		

② 1号随意契約で、複数の者から見積書を徴さない場合

西海市契約規則

改正前	改正後
1 件の設計額が <u>5 万円</u> 以下の物品の購入、 <u>物品製造</u> 、 <u>業務委託</u> 及び <u>物件借上</u> 又は <u>20 万円</u> 以下の修繕及び緊急を要する修繕をするとき。	1 件の設計額が <u>10 万円</u> 以下の物品の購入又は <u>40 万円</u> 以下の <u>物品製造</u> 、 <u>業務委託</u> 、 <u>物件借上</u> 、 <u>修繕</u> 及び緊急を要する修繕をするとき。

③ 契約書を請書又は承諾書に代えることができる額

西海市契約規則、西海市建設工事執行規則、西海市業務委託執行規則、西海市物件修繕執行規則、西海市物品製造執行規則、西海市物品購入執行規則、西海市物件借上執行規則

改正前（すべて）	改正後	
130 万円以下	工事	200 万円以下
	業務委託	100 万円以下
	修繕	100 万円以下
	製造	200 万円以下
	購入	150 万円以下
	借上	80 万円以下

④ 契約書及び請書又は承諾書の作成を省略することができる額

西海市契約規則

改正前	改正後
20 万円以下	40 万円以下

⑤ 総務課で入札執行を行う額

西海市建設工事執行規則、西海市業務委託執行規則、西海市物件修繕執行規則、西海市物品製造執行規則、西海市物品購入執行規則、西海市物件借上執行規則

改正前	改正後	
130 万円を超える	工事	200 万円を超える
	業務委託	100 万円を超える
	修繕	100 万円を超える
	製造	200 万円を超える
	購入	150 万円を超える
	借上	80 万円を超える

⑥ 委任を受けた代理人の確認様式

西海市建設工事執行規則、西海市業務委託執行規則、西海市物件修繕執行規則、西海市物品製造執行規則、西海市物品購入執行規則、西海市物件借上執行規則

改正前	改正後
委任状用封筒（様式 12 号の 2）	廃止

⑦ 監督職員決定通知書を省略できる額

西海市建設工事執行規則、西海市業務委託執行規則、西海市物件修繕執行規則、西海市物品製造執行規則、西海市物品購入執行規則、西海市物件借上執行規則

改正前		改正後	
工事	130 万円以下	工事	200 万円以下
業務委託	50 万円以下	業務委託	100 万円以下
修繕	50 万円以下	修繕	100 万円以下
製造	130 万円以下	製造	200 万円以下
購入	80 万円以下	購入	150 万円以下
借上	40 万円以下	借上	80 万円以下

⑧ 現場代理人等決定通知書を省略できる額

西海市建設工事執行規則、西海市業務委託執行規則、西海市物件修繕執行規則、西海市物品製造執行規則、西海市物品購入執行規則、西海市物件借上執行規則

改正前（すべて）	改正後	
130 万円以下	工事	200 万円以下
	業務委託	100 万円以下
	修繕	100 万円以下
	製造	200 万円以下
	購入	150 万円以下
	借上	80 万円以下

⑨ 工事完成通知書・検査調書・工事完成確認書等を省略できる額

西海市建設工事執行規則、西海市業務委託執行規則、西海市物件修繕執行規則、西海市物品製造執行規則、西海市物品購入執行規則、西海市物件借上執行規則

改正前		改正後	
工事	130 万円以下	工事	200 万円以下
業務委託	50 万円以下	業務委託	100 万円以下
修繕	50 万円以下	修繕	100 万円以下
製造	130 万円以下	製造	200 万円以下
購入	80 万円以下	購入	150 万円以下
借上	40 万円以下	借上	80 万円以下

⑩ 発注見通しの公表を行う基準額

西海市入札又は見積及び契約の適正化の促進に関する規則

改正前	改正後
<p>(発注見通しの公表)</p> <p>市長は、毎年度、当該年度の予算が確保された工事等の発注見通しに関する事項を公表するものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 予定価格が <u>130 万円</u>の額を超えないと見込まれるもの</p>	<p>(発注見通しの公表)</p> <p>市長は、毎年度、当該年度の予算が確保された工事等の発注見通しに関する事項を公表するものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 予定価格が<u>随意契約限度額</u>を超えないと見込まれるもの</p>

⑪ 入札又は見積結果の公表を行う基準額

西海市入札又は見積及び契約の適正化の促進に関する規則

改正前	改正後
<p>(入札又は見積結果の公表の内容)</p> <p>市長は、総務部総務課が入札又は見積に付した工事等の入札又は見積結果について公表するものとする。ただし、<u>予定価格が 130 万円以下</u>のものについては、この限りでない。</p>	<p>(入札結果の公表の内容)</p> <p>市長は、総務部総務課が入札に付した工事等の入札結果について公表するものとする。</p>

⑫ 契約内容の公表を行う基準額

西海市入札又は見積及び契約の適正化の促進に関する規則

改正前	改正後
<p>(契約内容の公表)</p> <p>市長は、入札又は見積に付した工事等の契約内容に関する事項を公表するものとする。ただし、<u>契約金額が 130 万円以下</u>のものについては、この限りでない。</p>	<p>(契約内容の公表)</p> <p>市長は、入札又は見積に付した工事等の契約内容に関する事項を公表するものとする。ただし、<u>契約金額が随意契約限度額以下</u>のものについては、この限りでない。</p>

⑬ 最低制限価格を設ける基準額

西海市最低制限価格取扱要領

改正前	改正後
<p>(対象)</p> <p>最低制限価格を設ける競争入札は、<u>設計金額 130 万円</u>を超える最低制限価格を設ける必要がある一般競争入札又は指名競争入札とする。</p>	<p>(対象)</p> <p>最低制限価格を設ける競争入札は、<u>随意契約の限度額</u>を超える最低制限価格を設ける必要がある一般競争入札又は指名競争入札とする。</p>

⑭ 入札時に提出される工事費内訳書の基準額

西海市工事費内訳書取扱要領

改正前	改正後
<p>(対象工事) 対象工事は、設計価格で <u>130 万円</u>を超え入札に付する建設工事とする。</p>	<p>(対象工事) 対象工事は、設計価格で <u>200 万円</u>を超え入札に付する建設工事とする。</p>

⑮ 電子入札の対象とする基準額

西海市電子入札実施要領

改正前		改正後	
土木一式工事	130 万円超	土木一式工事	200 万円超
建築一式工事	130 万円超	建築一式工事	200 万円超
電気工事	130 万円超	電気工事	200 万円超
管工事	130 万円超	管工事	200 万円超
水道施設工事	130 万円超	水道施設工事	200 万円超
舗装工事	130 万円超	舗装工事	200 万円超
解体工事	130 万円超	解体工事	200 万円超
建築コンサルタント	130 万円超	建築コンサルタント	100 万円超

⑯ 余裕期間設定の対象となる基準額

西海市余裕期間設定工事実施要領

改正前	改正後
<p>(対象工事) 余裕期間設定の対象となる工事は、市が発注する当初設計額が <u>130 万円</u>を超える建設工事のうち、市が余裕期間を設定した工事の対象となることを明示して発注したものとする。</p>	<p>(対象工事) 余裕期間設定の対象となる工事は、市が発注する当初設計額が <u>200 万円</u>を超える建設工事のうち、市が余裕期間を設定した工事の対象となることを明示して発注したものとする。</p>